

旧吉田茂邸再建検討委員会設置要綱

平成 21 年 5 月 26 日

大磯町告示第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、旧吉田茂邸について、町民との協働により再建に向けた方策を検討するため、旧吉田茂邸再建検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 旧吉田茂邸の再建に向けた方策の調査及び研究に関すること。
- (2) その他旧吉田茂邸の再建に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 大磯町区長連絡協議会
- (2) 大磯町商工会
- (3) 大磯町観光協会
- (4) その他必要と認められる者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、政策総務部政策課、建設経済部産業観光課、建設経済部都市計画課及び教育部生涯学習課とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、旧吉田茂邸再建担当主管課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 9 日大磯町告示第 60 号）

この告示は、公表の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 6 月 6 日大磯町告示第 45 条）

この告示は、公表の日から施行し、平成 24 年 5 月 1 日から適用する。

参考（第3条関係）

区 分	役 職 等
委 員	大磯町区長連絡協議会会長
委 員	大磯町区長連絡協議会副会長
委 員	大磯町商工会会長
委 員	大磯町商工会副会長
委 員	大磯町観光協会会長
委 員	大磯町観光協会副会長
委 員	その他必要と認められる者